

松江市障がい者雇用支援事業費補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 29 日

松江市告示第 115 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市障がい者雇用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 市内就労継続支援 A 型事業所 松江市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 1 号に定める便宜を供与する事業所をいう。
- (2) 市内事業所 松江市内に所在する前号に掲げるもの以外の事業所であって、国、地方公共団体その他公共団体に属するものでないものをいう。
- (3) 企業等 市内就労継続支援 A 型事業所又は市内事業所を営む事業主をいう。
- (4) 障がい者 第 2 条第 1 号に規定する者をいう。
- (5) 算定基礎日 各月の初日をいう。
- (6) 申請基準日 毎年 6 月 1 日をいう。
- (7) 補助対象年度 申請基準日の属する年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (8) 常用雇用労働者 1 年を超えて雇用される者（雇用される見込みである者を含む。）のうち、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上である者をいう。
- (9) 雇用障がい者 常用雇用労働者である障がい者であって、次の要件を満たす者をいう。
 - ア 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により、松江市に登録し、かつ、生活の本拠を有していること。
 - イ 雇用保険の被保険者であること。

(補助金の対象等)

第 3 条 補助金の名称、交付目的、交付対象企業等、補助金の対象となる雇用障がい者等、補助金の額等は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市障がい者雇用支援事業費補助金
補助金の交付目的	働いて自立した生活を目指す障がい者の雇用を促進するため、障がい者を一定割合以上雇用する企業等に対してその賃金等の助成を行い、障がい者が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを推進する。

<p>交付対象企業等</p>	<p>1 交付対象となる企業等は、障がい者を雇用する企業等であって、申請基準日において次の要件を満たすものとする。なお、雇用割合は、企業グループ全体（親会社、関係子会社等）を1つの単位（通算算定）として適用する。ただし、松江市外にも事業所がある企業等の場合は、松江市外の事業所に係る雇用障がい者数及び常用雇用労働者数を除くものとする。</p> <p>(1) 補助対象年度の月ごとの雇用割合の平均が、市内就労継続支援A型事業所にあつては15%以上、市内事業所にあつては5%以上となる見込みであること。</p> <p>(2) 労働者災害補償保険及び雇用保険の適用事業所であること。</p> <p>(3) 松江市税の滞納がないこと。</p> <p>2 次のいずれかに該当する企業等は交付の対象としない。</p> <p>(1) 清算手続、破産手続、再生手続、更正手続、承認援助手続又は特別清算に関する手続中である者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体</p> <p>(5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体</p> <p>(6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3項に規定するインターネット異性紹介事業を営む者</p> <p>(7) 補助対象年度のうち、常時雇用している労働者の数が100名を超える月が5か月以上ある者</p> <p>(8) その他市長が適当でないと認めた者</p>
<p>補助金の対象となる雇用障がい者等</p>	<p>1 補助金の対象となる雇用障がい者（以下「補助対象障がい者」）の数は次のとおり算定する。</p> <p>(1) 市内就労継続支援A型事業所 算定基礎日毎に補助対象障がい者の数（雇用障がい者数－（常用雇用労働者数×100分の15）+1）を合算し、算定基礎日の月数で除した数</p> <p>(2) 市内事業所</p>

	<p>算定基礎日毎に補助対象障がい者の数（雇用障がい者数－（常用雇用労働者数×100分の5）+1）を合算し、算定基礎日の月数で除した数</p> <p>2 前項の規定により算定した補助対象雇用障がい者の数に小数点未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>3 雇用労働者の数及び総数の算定方法は、法第43条の規定を準用するものとする。（短時間労働者は1人を0.5カウント、重度障がい者の労働者は1人を2カウント）</p>
補助金の額等	<p>1 補助対象障がい者1人当たりの年間補助金の額（以下「補助単価」という。）は次のとおりとする。ここで用いる雇用割合は、年間の平均値とする。</p> <p>(1) 市内就労継続支援A型事業所 雇用割合15%以上の補助単価 7万5千円</p> <p>(2) 市内事業所 ア 雇用割合5%以上10%未満の補助単価 7万5千円 イ 雇用割合10%以上15%未満の補助単価 15万円 ウ 雇用割合15%以上の補助単価 22万5千円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障害者雇用納付金制度による報奨金の支給対象である企業等に所属する補助対象障がい者の1人当たりの年間補助金の額は、前項の年間補助金の額の2分の1の額とする。</p> <p>3 補助金の年額（12か月分）は前項の補助単価に雇用割合の区分毎の補助対象障がい者数を乗じて得た額とし、算定基礎日における雇用割合がこの表の交付対象企業等の欄第1項第1号に定める率以上の月数が12か月未満である場合は、月数に応じて減額するものとする。</p> <p>4 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>
終期	令和6年3月31日

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、申請基準日において規則第4条の補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、申請基準日以降に、交付対象企業等となる場合においては、交付対象企業等となる月の算定基準日までに提出するものとする。

- (1) 障がい者雇用計画書（様式第1号）
- (2) 障がい者雇用状況等内訳書（様式第2号）
- (3) 障がい者雇用状況等内訳書（短時間労働者以外の常用雇用労働者用）（様式第3号）
- (4) 障がい者雇用状況等内訳書（短時間労働者用）（様式第4号）
- (5) 障がい者にかかる雇用保険資格取得等確認通知書の写し

- (6) 障がい者手帳の写し
- (7) 交付申請者が松江市税の滞納がないことが分かる証明書
- (8) その他市長が必要と認めたもの
(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助金の請求)

第6条 この補助金は、交付申請者からの請求に基づいて半期毎に交付することができるものとする。なお、上半期においては、第3条に規定する補助金額の半年分を交付し、年度末においては年間の補助金額から交付済み補助金額を減じた額を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第12条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障がい者雇用報告書(様式第5号)
- (2) 障がい者雇用状況等報告書(様式第6号)
- (3) 障がい者雇用状況等報告書(短時間労働者以外の常用雇用労働者用)(様式第7号)
- (4) 障がい者雇用状況等報告書(短時間労働者用)(様式第8号)
- (5) 障がい者雇用実績明細書(様式第9号)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日松江市告示第139号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日松江市告示第56号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日松江市告示第73号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日松江市告示第61号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日松江市告示第65号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日松江市告示第119号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日松江市告示第195号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月31日松江市告示第370号)

この告示は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月31日松江市告示第379号）

この告示は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。